

### 第33号議案

蒲郡市消防団員退職報償金支給条例の一部改正について

蒲郡市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成26年5月12日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

蒲郡市消防団員退職報償金支給条例（昭和39年蒲郡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円	円	円	円	円	円
189,000	219,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000
円	円	円	円	円	円	円
179,000	209,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000
円	円	円	円	円	円	円
169,000	204,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000
円	円	円	円	円	円	円
164,000	194,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000
円	円	円	円	円	円	円
154,000	184,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000
円	円	円	円	円	円	円
144,000	174,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000

」

を

「

円	円	円	円	円	円	円
239,000	269,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
円	円	円	円	円	円	円
229,000	259,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
円	円	円	円	円	円	円
219,000	254,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
円	円	円	円	円	円	円
214,000	244,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
円	円	円	円	円	円	円

204,000	234,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
円	円	円	円	円	円	円
200,000	230,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の蒲郡市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）の退職報償金について適用し、適用日前に退職した消防団員の退職報償金については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の蒲郡市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。